

東新部規定集

東新部部則	1
東新部部則 施行細則	5
東新部次々期部長・次期監事の選出に関する内規	7
東新部表彰に関する内規	8
東新ファンドに関する内規	9
東新部旅費補助に関する内規	10
東新部ユースコンボケーション参加者支援に関する内規	11

2005年11月

ワイスメンズクラブ国際協会 東日本区

ワイズメンズクラブ国際協会
東日本区

東新部部則

第1章 総 則

第1条 名 称

この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区 東新部（以下「部」という）と称し、主として東京都及び新潟県を地域とする組織である。

第2条 目 的

部の目的は、部内各クラブ（以下「クラブ」という）が国際憲法及び東日本区定款に基づき、互いに親しみ交わり、力を合わせて、その綱領と目的を成就させると共に、この運動を部内に拡張するために協力することにある。

第2章 組織と運営

第3条 部の構成

部は、東新部に属するクラブにより構成される。

第4条 部役員

第1項 部役員の構成は、部長、次期部長、直前部長、部書記、部会計、部事業主査、特別委員長及び部選出代議員とする。

第2項 部役員の任務は、次の通りである。

- (1) 部長は、部の運営責任者として、部会、部評議会、研修会、部役員会、部常任役員会及び部長が必要と認めるその他の会合を招集し、議長を務めるなど、東日本区の定款に従う。
- (2) 次期部長は、部長を補佐し、必要とされる時は部長の任務を代行する。
- (3) 直前部長は、次期部長と共に部長を補佐し、必要とされる時は部長の任務を代行する。
- (4) 部書記は、部運営に関する記録、連絡、報告、保管などの実務を通して部長を補佐する。
- (5) 部会計は、部運営に関する予算、収支、決算など会計全般の実務を通して部長を補佐する。
- (6) 部事業主査は、部長の指導により、担当事業部門の活動を推進する。
- (7) 部選出代議員は、部評議会と区の代議員会の構成員としての責務を負う。

第3項 部役員は、前項の任務遂行に努めると共に、部会、部評議会、研修会など部長が招集する会合に出席する。

第5条 部役員の選出など

第1項 部役員の選出に関する事項は、別に定める。

第2項 部役員は、毎年7月1日に就任し、任期は1年とする。

第6条 部担当主事

部担当主事は、関係YMCA総主事の指名に基づき、部長が委嘱する。部担当主事は、原則として部会、部評議会、研修会、部役員会などに出席し、YMCAとの協働関係促進のため、情報提供、指導助言をする。ただし議決権は持たない。

第7条 部会

第1項 部会は、部長の招集により、部内クラブ会員の研鑽と親睦を目的として年1回開催する。

第2項 部会のホストクラブは、部長の指導により、部会開催のすべてを運営する。

第3項 部会のホストクラブは、部会登録費及び部会運営費をもって部会の一切を賄い、部会終了直後の部評議会に遅滞なく会計報告を行う。

第8条 部評議会

第1項 部評議会は、部の立法機関であると共に、部の運営における最高の意志決定機関である。

第2項 部評議会は、部長の招集により年間に3回以上開催する。

第3項 部評議会は、部役員及びクラブ役員（会長、副会長、直前会長、書記及び会計の各1名）をもって構成し、役職を兼務する場合でも行使する議決権は1票とする。

第4項 部評議会の議長は、部長がその任に当たる。

第5項 部評議会には、部内クラブの出席義務者以外の会員も陪席できる。

第6項 部評議会は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。ただし評議会構成員であるクラブ役員が評議会に出席できない場合は、議長への届出をもって構成員でない同一クラブの会員を代理出席者とすることができる。代理出席者も議決に参加できる。

第7項 部評議会の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が表決に加わる。

第8項 部評議会の議決を要する事項は、次の通りとする。

(1) 部則の改訂、施行細則及び内規の制定、変更、廃止について

(2) 次年度の次期部長（次々期部長）を含む部役員などの選出及び承認について

(3) 部予算及び部費などの決定について

(4) 部の事業計画の決定について

(5) 部の事業報告及び収支決算報告の承認について

(6) 部役員会その他の協議機関からの提議、答申に基づく審議、承認について

(7) 特別委員会の設置について

(8) その他、部長または部評議会が必要と認める事項

第9条 研修会

部長は、部役員やクラブ役員のリーダーシップを育成するための研修会を主宰する。
特に部主催の次期クラブ役員研修会は、部長と次期部長が共同で主催する。

第10条 部役員会

第1項 部役員会は、部長が必要と認める時に招集し、部の運営について審議する。
第2項 部役員会の審議結果は、次の部評議会に報告し、承認を得る。

第11条 部常任役員会

第1項 部常任役員会は、部長が必要と認める時に招集し、部の当面する事項について審議する。
第2項 部常任役員会は、部長、次期部長、直前部長、部書記、部会計をもって構成する。

第12条 その他の会合

部長が招集して開催するその他の会合については、その都度部長が出席者を指名する。

第13条 部長公式訪問

部長は、各クラブを年2回以上（クラブ例会とクラブ役員会）、公式訪問をする。
部長公式訪問に際しては、クラブ会長へ事前に日程を連絡する。

第14条 部 報

部長は、国際、区及び部内の情報をクラブ会員に伝達し、理解を促進するため、部報を年3回以上発行する。

第15条 部の財務

第1項 会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。
第2項 部の財政は、部費その他の収入をもって賄う。
第3項 必要がある場合は、通常会計の他に特別会計（東新ファンド等）を設けることができる。
第4項 部の收支予算は、部長が部評議会に諮り、承認を受ける。
第5項 収支決算報告は、部監事の監査を受け、次年度の第2回部評議会に提出し、承認を受ける。

第16条 部の監査

第1項 部に2名の監事を置き、部の運営（事業ならびに会計）に関し監査を行う。
第2項 部監事は、部役員会及び部評議会に出席し、必要な助言を行なう。ただし議決権は持たない。
第3項 部監事は、監査結果を次年度の第2回部評議会に報告し、承認を得る。

第3章 付 則

第17条 付 則

- 第1項 この部則に定めのない事項については、東日本区定款の定めるところによるものとする。
- 第2項 部の組織、運営について部評議会の議決を経て施行細則及び内規を制定することができる。
- 第3項 部則、施行細則及び内規は部評議会の議決を経て改訂することができる。改訂は、部長の発議により、部則検討委員会を設置し、同委員会の作成した改訂案を部内各クラブに提示し、2か月以上の審議期間を経た後の部評議会において審議決定し施行する。

1997年2月1日制定

1997年7月1日発効

2003年7月1日改訂

2004年4月24日改訂

2004年7月1日発効

2005年11月19日改訂

2005年11月19日発効

東新部部則 施行細則

1 総 則

- (1) この細則は、部則を適正に運用するために定めるものである。
- (2) この細則の改定は、部評議会の議決による。

2 役 員

- (1) 次年度の次期部長（当年度の次々期部長）及び次期部監事は、次々期部長・次期部監事候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）によって指名される。この委員会は、直前部長を委員長として、部長、次期部長、部長経験者3名、計6名をもって構成する。
- (2) 前項の委員会により指名された次々期部長、次期部監事は、第2回評議会において承認を受ける。
監事のうち1名は、原則として前期において直前部長の任にあった者とする。
- (3) 次年度の部役員（部書記、部会計、部事業主査、特別委員長）は、次期部長が指名し、第2回部評議会の承認を経て、次期部長が任命し、担当年度に備える。
- (4) 次年度の部選出代議員は、第2回評議会において選出される。
- (5) 部は、部内に原則として次の事業部門を設け、事業の運営を各事業主査に委嘱する。
 - ① サービス事業 (CS、Yサ、YIA、ASF)
 - ② 会員事業 (EMC、LT)
 - ③ ファンド事業 (TOF、BF、EF、JEF)
 - ④ 広報事業 (PR、部報編集への協力)
 - ⑤ 交流事業 (IBC、DBC、YEEP、STEP)
 - ⑥ メネット事業 (ワイズメネット)
- (6) 特別委員会は、部則第2章第8条第8項（7）の規定により設置することができる。（例 部組織検討委員会、部則検討委員会など）

3 部 費

- (1) 部費は、クラブ会員1名につき、年額3,600円とする。
- (2) 各クラブは、区の半年報による7月1日現在のクラブ会員数（クラブ担当主事を除く）に基づく部費を、部会計が指定する口座に、8月31日までに納入するものとする。ただし、年度前半（12月31日まで）に新たにチャーターされたクラブは、1月1日現在のクラブ会員数に基づいて、クラブ会員1名につき1,800円を2月末日までに納入するものとする。
- (3) 部CS資金、部ASF資金についても（2）に準じた扱いとする。

4 部長クラブ公式訪問

- (1) 部長クラブ公式訪問における部長の例会・役員会における食事代は、訪問を受けたクラブにて賄うものとする。なお同行する部役員等は、本人負担とする。
- (2) 部長クラブ公式訪問における、部長の遠隔地交通費は、部会計よりその一部を支給する。

5 部 会

- (1) 部会は、原則として毎年10月の第2土曜日を開催する。
- (2) ホストクラブは、原則としてクラブチャーター順の輪番制で担当する。

6 慶弔

- (1) 部内のクラブ会員の結婚に際しては、祝電を送り部内のクラブ会員一同の祝意を表す。
- (2) 部内のクラブ会員またはその配偶者が死亡した時は、弔電、生花等により部内のクラブ会員一同の弔意を表わす。
- (3) 東日本区役員会の構成員が死亡した時は、弔電、生花等により部内のクラブ会員一同の弔意を表わす。

1997年2月1日制定

1997年7月1日発効

2003年7月1日改訂

2004年4月24日改訂

2004年7月1日発効

2005年11月19日改訂

2005年11月19日発効

東新部次々期部長・次期部監事の選出に関する内規

この内規は、東新部部則施行細則「2 役員」(1) (2)に基づいて定める。

- 1 次年度の次期部長（当年度の次々期部長）及び次期部監事の候補者の指名は、「次々期部長・次期監事候補者指名委員会」（以下「指名委員会」という）が行う。
- 2 指名委員会は直前部長、現部長、次期部長及び部長経験者3名の計6名をもって構成し、直前部長が委員長となる。部長経験者3名は、直前部長によって選ばれ、第1回評議会の承認を受ける。ただし、再任は妨げない。
指名委員（会）の任期は、選ばれてから指名決定までとする。
- 3 指名委員会の作業は、次の手順による。
 - ① 指名委員会は、7月に発足する。
 - ② 部内各クラブ会長に候補者1名の推薦を9月末日期限で依頼する。
 - ③ 10月に委員会を開催し、クラブ会長推薦の候補者の中より指名候補者を選考する。
 - ④ 推薦候補のないときは、指名委員会が選考して候補者を指名する。
 - ⑤ 指名委員会は、本人ならびに所属クラブの内諾を得て候補者に指名し、第2回評議会（11月開催）に「次年度の次期部長選出議案」として提案する。
 - ⑥ 前号の議案承認をもって指名委員会の使命は終了する。
- 4 指名委員会は、次々期部長候補者の選出については次のことに留意する。
 - ① 候補者は、原則としてクラブ会長の経験を有する者とする。
 - ② 各クラブ会長に候補者の推薦を依頼するにあたっては、自クラブからとは限らなくともよいことを周知する。
 - ③ 候補者の選考に際し、活動中のクラブ（グッドスタンディングクラブ）及びそれに準ずるクラブに所属する場合はよいが、それに満たないクラブから無理して推薦者を出さないように留意する。
 - ④ 候補者の所属するクラブの輪番には拘らず、クラブの経歴、会員数などを考慮して候補者を選考する。
- 5 指名委員会は、次の基準により、次期部監事候補者（2名）を選出する。
 - ① 1名は、原則として直前部長の任期を終えた者とする。
 - ② 他の1名は、部長経験者の中から選考する。
 - ③ ①の任期は1年、②の任期については再任を妨げない。

2004年4月24日制定

2004年7月1日発効

2005年11月19日改訂

2005年11月19日発効

東新部表彰に関する内規

東新部は、部のワイズダム発展に良い働きと貢献をしたクラブまたは個人に対して表彰することができる。

「表彰基準」

表彰種目

- (1) 総合出席率（クラブ）
 - (A) 例会出席（メーティングを含む）
 - (B) 部会・部評議会・研修会出席率
 - (C) 東日本区大会・アジア地域大会・国際大会出席
- (2) 会員増加（クラブ）
 - (A) 会員増加数
 - (B) 会員増加目標達成率
- (3) 報告・返信率
区・部・部事業主査に対する返信率（半年報、部費、各種連絡・事業報告など）
- (4) クラブブリテン発行・配布率
- (5) クラブ事業実績
 - (A) サービス事業
 - (B) 会員事業
 - (C) ファンド事業
 - (D) 広報事業
 - (E) 交流事業
 - (F) メネット事業
- (6) 部会出席率
- (7) 個人表彰
 - (A) クラブ会員入会者紹介数（ホームクラブ、他クラブを含む）
 - (B) お年玉切手シート収集数
 - (C) 他クラブ訪問回数（部役員、区役員を除く）
- (8) 部長特別表彰

- ※ 東新部クラブ事業報告評価会（部役員会）において、上記の事項を評価する。
- ※ 上記事業報告の期間は、原則として前年度 5月 1日より本年度 4月 30 日までに実施した事業とする。
- ※ 発表は次年度の第 1回部評議会で行い、表彰は次年度の部会で行う。

2004 年 4 月 24 日制定

2004 年 7 月 1 日発効

2005 年 11 月 19 日改訂

2005 年 11 月 19 日発効

東新ファンドに関する内規

東新部部則第 15 条第 3 項に基づく特別会計として「東新ファンド」を設ける。

- 1 東新ファンドは、次の特定事項に限って東新部（以下「部」という）経常会計予算では支出できない出費に備えることを目的とする。
 - ① 災害救助などの部内各クラブに共通する不時の出費
 - ② クラブ設立支援の為の特別な出費
 - ③ その他、部の特別な事業に関する出費
- 2 東新ファンドの収入は、次の通りとする。
 - ① 部経常会計及び部 CS 資金、部 ASF 資金の年度決算において、その収支残金に相当額の余裕が生じた場合は、その金額の一部を部評議会の決議により東新ファンドに繰り入れることができる。
 - ② 東新ファンドへの任意の寄付金があった場合は、これを東新ファンドに繰り入れる。
- 3 東新ファンドの管理は、次の通りとする。
 - ① 東新ファンドの資金管理は、部会計が行う。
 - ② 東新ファンド基金による事業の実施は部評議会の決議を要する。
ただし、本内規 1 - ①による緊急の対応を必要とする場合で、部評議会の議決を得る時間がない場合に限り、部常任役員会の決議を経て 5 万円を限度として実施し、その後、直近の部評議会に報告し、承認を得ることとする。

2004 年 4 月 24 日制定

2004 年 7 月 1 日発効

2005 年 11 月 19 日改訂

2005 年 11 月 19 日発効

東新部旅費補助に関する内規

東新部は、以下の定めによって旅費を支給する。

- 1 首都圏で開催される東新部評議会などに新潟県から出席する出席義務者に対し旅費の補助を行う。旅費の補助はJR通常料金（特急料金を含む）の50%とする。
- 2 新潟県で開催される東新部評議会などに首都圏から出席する出席義務者に対し旅費の補助を行う。旅費の補助はJR通常料金（特急料金を含む）の25%とする。
- 3 出席義務者の代理に対しても旅費の補助を行う。
- 4 旅費補助は、部の通常会計から支出する。部会計の事情により補助の減額もあり得る。
- 5 新潟県で行われるクラブ設立準備などに首都圏から出席する委員の旅費の補助は、東新ファンドより支出する（東新ファンド内規1-②を適用）。ただし事前に部長の了解を得るものとする。旅費の額は、本内規1に準ずる。

2004年4月24日制定

2004年7月1日発効

2005年11月19日改訂

2005年11月19日発効

東新部ユースコンボケーション参加者支援に関する内規

- 1 東新部内のクラブが推薦したユースコンボケーション参加者に対して、推薦クラブ会長の申請に基づき支援を行なう。
- 2 支援額は、一人当たりの上限額を 1 万円とし、総額で 5 万円以内とする。
- 3 支出は、経常会計から支出する。
- 4 部内クラブ推薦のユースコンボケーション参加者が 5 名を超えた場合は、原則として 5 万円を人数で等分する。

2004 年 7 月 26 日制定

2004 年 7 月 26 日発効